

【論文】

小規模総柱建物の存在形態

丸杉 俊一郎

要旨 総柱建物は郡家での穀稻を永年保管する建築様式として採用されるため、正倉における総柱建物の各属性を中心として従来より機能的位置付けがされてきた。しかし、官衙関連遺跡及び集落においても総柱建物は一般的にみられ、全国において正倉遺構は郡家での諸施設の検出例に比較すれば少なく、むしろ郡家では正倉よりも平面積30m²以下の小規模な総柱建物が多く確認できる。

本稿では遠江・駿河・伊豆国における総柱建物の諸属性を検討し、建物の存在形態・機能的特質の整理を行った。その結果、掘方等の建築技術や建物配置の計画性・建替時の位置の踏襲などから、小規模な総柱建物は官衙の職務の遂行に不可欠な建物であると評価した。さらに、その存在形態からは、各施設における職務を補完するために造営された建物であると指摘した。

キーワード：総柱建物、郡家、正倉、建築技術、建物配置

はじめに

各形式をもつ掘立柱建物のうち、建物身舎内部にも碁盤目の柱配置がみられ、外回りの柱・柱穴と内部のそれがほぼ同規模の建物は総柱建物と称される。総柱建物は高床構造の収納施設と考えられており、床下も収納空間として利用しうるような高い床であったことが知られる。

総柱建物は構造的特徴や規模の隔絶性が特徴であることから、官衙における正倉建物に採用された総柱建物の研究が展開されている（註1）。しかし、官衙関連遺跡及び集落においても総柱建物は一般的にみられ、全国において正倉遺構は郡家での諸施設の検出例に比較すれば少なく、むしろ郡家では正倉よりも小規模な総柱建物が多く確認できる。静岡県では官衙関連遺跡の調査例は蓄積されているが、正倉とされる大規模な総柱建物は僅少であり、小規模な総柱建物が主体であることがうかがえる。

本稿では遠江・駿河・伊豆国における総柱建物の諸属性を検討し、建物の存在形態・機能的特質を整理するものである。なお、総柱建物のなかでも遺跡内での位置関係や中央間を広く取る構造的特徴から門とみられる場合や、外回りの柱穴に比べ内部の柱穴が小規模であることから床張りの居住を目的とした建物と考えられる場合は除いて分析対象としている。

1 主な遺跡例の検討

井通遺跡 建物群は遺跡北部でも散見されるが遺跡南部を中心に展開しており、掘立柱建物47棟・柵3列・大溝及びその関連施設などの遺構が検出されている。

建物群は倉庫と考えられる総柱建物を中心に構成されていることから、収納施設が展開していたと捉えられる。建物規模は30m²以下の建物が多く、一時的な収納や搬出入が頻繁に行われる際に適した建物である。

建物群は南北に位置する溝間に配置されており、さらに大溝に接続する東西方向の溝も確認されている。これらの溝は柵とともに敷地内部を区画する機能を有していたことが、敷地規模・建物配置・建物距離から指摘できる。このことにより、溝により敷地は北区画・中央区画・南区画で構成されるだけでなく、建物造営基準として建物相互の柱筋や棟通を揃えるなど高い計画性を有して建物が整然と配置されていたことが判明した。

井通遺跡の機能は、大溝・配置される倉庫群・豊富な陶硯類・「引佐」の墨書き土器・「川戸」と記載された墨書き土器から、引佐郡家が直接関与した郡津として位置付けられる。

伊場遺跡群 伊場遺跡群において建物群が多数検出されているのは伊場遺跡である。建物群は伊場大溝と呼ぶ自然河川の両岸に約50棟検出されているが、建物の主軸方位に統一性はなく、機能的に大溝による規制を受けたとも推察できる。総柱建物の平面形式は2×

2・3×2間がほとんどであり、倉庫群を形成するような配置の計画性は認められない。

木簡・墨書き土器等の文字資料から伊場遺跡の機能には従来より栗原駅家の存在が捉えられてきたが、近年の研究により駅家の活動を直接示すよりも駅家の維持管理は郡家の活動の一侧面として理解されており、郡家関連の雑舎群と考えられている。

伊場遺跡群では城山遺跡・梶子北遺跡でも平面形式2×2間の小規模な総柱建物が確認されている。

下滝遺跡 三方原台地上に遺跡は立地しており、遺構群は掘立柱建物に平面積10m²以下の小規模な竪穴建物が付属する形態である。建物群は台地端の尾根ごとに分布しており、平面形式も多様である。総柱建物は2×2間がほとんどであり、3×2間を含めると両平面形式で8割を占める。総柱建物群が集中する箇所や区画を示す施設は認められない。

下滝遺跡は一般的な集落遺跡と考えられている。三方原台地南縁でも坊ヶ跡遺跡や前山遺跡といった集落遺跡において総柱建物が確認されている。

新堀遺跡 4×3間の側柱建物2棟を中心に小規模な側柱建物2棟・総柱建物2棟で建物群を形成している。建物は主軸方位を概ね揃えて造営されており、柵・溝も緩やかながら同一方位を採用している。総柱建物は平面形式3×2間と2×2間が各1棟検出されているが、柱穴掘方が整然と掘削された様相はみられない。

「山名厨」と記された墨書き土器が出土しているが遺跡の機能性を直接示すものではなく、遺構群からは集落としての様相がうかがえる。

掛之上遺跡 丘陵上に遺跡は立地しており、大規模な総柱建物群が検出されている。建物は平面形式4×3間が主体であり、並倉と考えられている構造の建物も確認されている。総柱建物群が造営された地域は、主軸方位や配置の計画性などから正倉域を形成したものと考えられている。正倉域の西側には長大な側柱建物が検出されていることから政庁域が隣接しているものと捉えられている。

坂尻遺跡 掘立柱建物が各地区で検出されており、建物群5と称する建物群では井戸を中心に鉤状に建物が配置されており、総柱建物は井戸北側に3棟配置されている。3棟は共通の主軸方位は採用していないことから、建物の配置計画はうかがえない。また、駅家関係や郡家を示唆する墨書き土器が多量に出土した地区でも総柱建物は多数検出されているが、配置の計画性は認められない。

検出された8世紀代の掘立柱建物跡は規模が小さく、墨書き土器からは駅家・郡家の存在する可能性を記載内容からうかがえるが、いずれにしても施設の中心部分ではないであろう。

高田ヶ原遺跡 丘陵上に遺跡は立地しており、掘立柱建物は丘陵平坦面・竪穴建物は丘陵緩斜面で検出されている。掘立柱建物は6棟検出されており、総柱建物は3×3間と3×2間の平面形式をもつ2棟が確認されている。この2棟は平面積が同一規模で主軸方位が統一されるなど同時期に併存していたものと考えられる。また、側柱建物の柱穴掘方が円形であるのに対して、総柱建物はやや規模の大きな方形掘方である。総柱建物が長期間存続していた形跡は確認できない。

同様の立地と総柱建物の規模・構造を採用するものに、宇藤遺跡がある。高田ヶ原遺跡は菊川支流の西方川・宇藤遺跡は菊川支流の牛渕川であり、同じ菊川水系であることが特徴である。

両遺跡の性格を断定することは困難であるが、短期間駅家の収納施設を補完する役割を担っていたものと推察できる。

御子ヶ谷遺跡 遺構の変遷は大きくI・II期に分けられ、さらにそれぞれの時期を細分すると4時期のまとまりとして捉えられる。総柱建物が認められるのはII期のみである。

IIa期には井戸・SE01を中心に西側と東側に総柱建物が確認できる。IIb期はほぼIIa期の配置を踏襲するが、井戸周辺の建物は棟数が増加している。総柱建物の配置状況は、井戸やその周辺に配置される床束建物など、明確な機能を有する施設を補完・拡充する傾向がうかがえる。

御子ヶ谷遺跡は厨家・館としての機能が考えられるが、総柱建物は厨家に付属する様相がうかがえる。

東平遺跡 掘立柱建物と竪穴建物が多数検出されており、VII期の遺構変遷が認められている。I・II期の建物分布は調査区北部に中心があり、全域に拡がるのはIII期になってからであるが、この時期まで掘立柱建物と竪穴建物は混在しており総柱建物は検出されていない。

IV期になると掘立柱建物と竪穴建物の配置は明確に区分され、掘立柱建物は整然と配置される。特に南北方向に直列配置された5棟は建物東側柱筋が通り計画性が高く、この建物群に総柱建物が1棟含まれている。この時期に限り柱穴掘方が方形を呈することも特徴である。

IV期の建物配置はV期以降継続することなく、再び掘立柱建物と竪穴建物が混在する景観を呈し、総柱建物は散在して配置されるようになる。

これらのことから東平遺跡は短期間、官衙の諸機能を補完する施設であったことがうかがえる。

箱根田遺跡 大溝の北岸に建物群は形成されており、側柱建物3棟・総柱建物2棟が確認された。建物群の西側には柱穴列と溝が検出されており、大溝・建物群と有機的関連を有する施設と捉えられる。総柱建物の第3号掘立柱建物跡は平面形式が3×3間であり、北側に位置する第1・2・4号掘立柱建物跡と主軸方位・建物配置形態・掘方の諸特徴から同一の機能を持つ建物群として理解できる。第5号掘立柱建物跡は総柱建物であるが、これら建物群とは時期差が存在するものと考えられる。

人面墨書き土器が出土しており、伊豆国府または田方郡家に關係する公的祭祀施設、または津としての性格が考えられている。

2 建物の諸属性

(1) 総柱建物の構造・規模

平面積 官衙・集落とも20m²未満の建物が圧倒的多数であり、30m²以下の建物を含めれば全体の9割を占める。50m²を超える建物は掛之上遺跡のみにみられ、集落とは隔絶した規模の構造であったことが看取できる。

集落では標準的で機能的な建物として平面積30m²未満の小規模な建物を採用したものと考えられるが、同規模の建物は官衙でも多数確認できる。こうした建物は掛之上遺跡の正倉とは別の目的・機能を有するものと認識できる。

平面形式 2×2間の例が全体の56%を占め、3×2間が27%となり両形式が圧倒的多数を占める。遺跡の性格が官衙・集落の区分があっても構成比に大きな差異は認められない。4×3間の建物は集落遺跡では認められない特異な平面形式であり、掛之上遺跡で検出されたように正倉としての機能上、特異な形式であったことがうかがえる。

基礎固め 掘立柱建物には建物の不動沈下防止対策として、各種の基礎固めや柱の根固めの工法が官衙遺跡を中心に確認されている。

最も多く採用されるのは柱の下に木材を据え置く礎板である。なかでも御子ヶ谷遺跡・SB13では礎板は桁行方向に揃えて設置されており、郡遺跡では外回りの

柱穴では平行・内部では桁行方向に揃えて設置されており、箱根田遺跡でも桁行方向に揃えて設置されるなど造営技術に統一性がうかがえる。

この他、井通遺跡では礎板石や根巻石・栗石の工法が認められる。

集落遺跡では基礎固め工法の採用は明確ではないが、立地の影響も考慮する必要がある。

資材調達 井通遺跡ではクリ・ヒノキ・イヌマキ・ネズコといった堅牢な木材が使用されている。特にSB24・25はクリのみが使用され、基礎固めに栗石が使用されるなど、他の建物群とは異なる特殊な機能を有する建物であったと考えられる。官衙では樹種選択が厳密に行われ使用樹種が限定されるという指摘があり(西尾2007)、官衙における総柱建物は各形式の建物と同様の基準・方法で建築資材が調達されていたことを指摘できる。

基礎構造 これまでの調査において礎石建物の事例はみられず、いずれも掘立柱建物である(註2)。

掘方の形状をみると方形掘方の割合は、官衙の方が集落より高い傾向がうかがえる。その要因は官衙では一般的に短期に多数の建物を造営するため統一された指揮のもとで大規模な労働力を編成する必要があり、掘方の掘削目印として縄張りが行われ、それに一辺を沿わせるかたちで掘削作業が行われた結果とされている(竹井1991)。そのため方形掘方を採用する建物は掘方が整然と掘削されており、柱筋の通りが揃うものが多い。

円形掘方は集落で一般的にみられる。その多くは平面形が小型の円形・不整円形を示す。円形掘方の建物は掘方の配置が不均衡なものが多く、結果として柱筋の通りが良好でないものが認められる。これらは木材調達や製材が適宜変更されたり統一されていないため、建設現場での柱位置などを変更する必要が生じたためであろう。

(2) 配置の特徴と変遷

棟数 官衙では1棟のみが主屋に付属するもの、2~3棟が主要な施設に付属するもの、5棟以上が計画性を有しながら配置されるものに分類される。これらは概ね平面積が30m²未満に建物に多く、正倉の建物がそれ自身で性格・機能が示されるのに対して、機能を構成する施設の一部としての役割が考えられる。

集落では建物棟数が少ない傾向にあり、何らかの主要な機能を持つ施設に付属するよりも単独で配置される様相がみられる。

配置形態 掛之上遺跡では正倉として建物群が整然とした配置を看取できる。この他の官衙では直列配置や建物側柱筋を揃えた配置が多く認められ、造営当初より建物が計画的に配置されたことを指摘できる。高田ヶ原遺跡では雁行配置が認められるが、伊場遺跡や坂尻遺跡のように整然とした配置形態をとらない例もある。これらは建物が属する職掌の性格や機能の拡充等により建物が追加されるなど、造営規則が比較的緩やかであったものと推測される。

区画施設 柵・溝により倉庫域のみを完全に区画する例は確認されていない。御子ヶ谷遺跡では主屋・井戸を区画するように柵が設置されており、井通遺跡・箱根田遺跡では敷地内部を区画するために柵・溝が設置されていることから、官衙では総柱建物が付属する諸機能を区画するために柵・溝が設置されていたことが判明する。

一方、集落では倉庫を区画する施設はこれまで確認できない。また、新堀遺跡・高田ヶ原遺跡・宇藤遺跡・東平遺跡など存続期間が短期間で終焉するものは区画施設が造営されていない点は集落と共通している。

施設との位置関係 東平遺跡は主屋、井通遺跡・伊場遺跡・箱根田遺跡は大溝、御子ヶ谷遺跡・坂尻遺跡は井戸など官衙において総柱建物は主体となる機能に付属・規制された位置関係となることが読み取れる。このことが建物配置に影響を及ぼしたものと考えられる。

集落においては堅穴建物との位置関係や集落内部での敷地利用が考慮された建物配置が想定される。

建替時の位置の踏襲 井通遺跡では同位置・同規模に建替えたり、柱抜取り穴を利用して建替えた痕跡が確認できる。これらは機能を継続させるため永続的施設として認識されていたものと考えられる。

建替時に位置が踏襲されなかったり配置が大きく変更される遺跡は集落遺跡で多く認められ、官衙関連遺跡と考えられている遺跡では短期間に限りその機能を補完する施設としての役割を担ったものと考えられる。

3 総柱建物の存在形態

正倉の総柱建物 総柱建物のほとんどは高床構造と考えられており、収納物の荷重にも耐えうる構造として束柱が欠かせなかった。総柱建物の堅牢性と高燥性は、穎穀の湿気防止に適しているため正倉の高床倉庫として採用されている。なかでも穀稻を収納する場合、穎穀より大きな荷重がかかるため、それに耐え得る堅

固な構造が必要となる。また、倉自身が計量にも適するよう平滑な内平面をもち、隙間のない壁・床構造が欠かせず、造営には高度な建築技術が必要とされた。一方、穎穀の荷重は穀稻に比べて軽く、穀倉などの強度は必ずしも要求されなかったとみられる。そのため、穎倉の造営には穀倉のような建築技術は必ずしも必要とされず、平面形式・平面積など規模の小さな総柱建物は穎倉と理解される傾向にある。

小規模な総柱建物 これまでの建物研究での倉庫は、正倉・居宅・集落の総柱建物を比較することでその特徴を抽出することに重点が置かれてきた。そのため、正倉における総柱建物の諸属性が官衙における一般的な特徴とされ、収納物・造営技術・建築工法・労働力編成などが正倉を主体として研究が展開してきた。

しかし、正倉は永年貯蓄を行うための穀稻収納施設であり、国家権力が造営にも関与するなど根本的に造営目的・労働力編成が異なる。

また、郡家では30m²以下の建物は約30%、倉の2/3は30m²を超え50m²以上の建物が1/3を占めることから、50m²以上の倉は郡家正倉や別院等に属するものであった確率が高いとする見解がある（山中2007a）。しかし、郡家における30m²以下の建物約30%は、構成比として看過できる状況ではない。さらに正倉という建物自体が機能を有する特殊性から50m²以上の建物を除外すれば、30m²以下の建物は郡家における主要な建物として評価できる。

総柱建物の機能 上述したように郡家においては方形掘方の採用・基礎固めの建物要素における特殊性は集落とは大きく異なる。また、建替時に位置が踏襲されることは永続的な施設として位置付けられていたことを示している。

一方、総柱建物が独立して建物群を形成し、区画施設を伴う例は確認されていない。総柱建物が多くみられる井通遺跡であっても、運河の機能である大溝の存在があつて物資の一時的な保管に適した建物が配置され、区画施設が設置されたものである。さらに、造営当初より主体となる施設との位置関係が配慮された建物配置計画が確認できる。

つまり、小規模な総柱建物は官衙における諸機能を永続的に遂行するために設置され、各施設における職務を補完するために造営された建物であったと指摘できる。

税穀収納施設 小規模な総柱建物が、これまで指摘されているように穎穀収納施設として利用される場合

も当然想定される。集落の場合はむしろこの利用方法が標準的であったと考えられる。

高田ヶ原遺跡・宇藤遺跡・東平遺跡では、前後の時期と比較して一時的に共通して方形掘方が採用・建物が整然と配置・竪穴建物と隔離された総柱建物が造営されている。このことは集落の建築技術とは別の技術が導入されたことを示していることから、集落の一角に借倉として造営された可能性が指摘できる。

結 語

遠江・駿河・伊豆国における総柱建物の検討を通じ、建物の構造的特徴・存在形態を整理した。郡家での穀稻を永年保管する建築様式として総柱建物は採用されるため、正倉における総柱建物の各属性を中心として機能的位置付けがされてきた。しかし、官衙においては小規模であっても総柱構造の建物は一定の構成率を確保しており、掘方等の建築技術や建物配置の計画性・建替時の位置の踏襲などから官衙の職務の遂行に不可欠な建物であったと評価できる。さらに、小規模な総柱建物の存在形態からは、各施設における職務を補完するために造営された建物であったと指摘できる。また、総柱建物の諸属性から官衙関連遺跡・集落を抽出することは充分可能であろう。

一方で総柱建物が付属する施設の性格や収納物についての実像に迫ることは難しい。天平10年度『駿河国正税帳』に「塩倉鑑一勾」と記載されているように、塩が総柱建物に収納されていた場合もあったようである。その際には厨家に存在したものと推定され、御子ヶ谷遺跡での井戸を中心とした建物群はその機能を有すると考えることも許されよう。しかし、その場合でも『上野国交替実録帳』の厨家の欄には倉の記載がみられないで厨家の一角に小規模な高床倉庫が設けられていた場合もあり得るが、実務機能が想定される建物に付属する場合は性格を特定することはより困難となる。また、もうひとつの倉庫施設である側柱建物の屋について取り上げることができなかった。

今後は建物の諸属性をさらに蓄積し、建物配置や施設との位置関係などの遺構面での深化とともに出土資料を有機的に捉えることを通じた古代社会の実像を探る作業が求められるであろう。

註

- 1 主な論考として奈文研1998・2000がある。
- 2 ケイセイ遺跡において礎石建物と推定される建物が検出されているが（静岡市教委2004）、詳細は判然としないため小稿の分析対象外とした。

引用・参考文献

- 静岡県教育委員会 2003 『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』
静岡県考古学会 2006 『古代の役所と寺院』
静岡市教育委員会 2004 『ケイセイ遺跡第4次発掘調査報告書』
竹井治雄 1991 「掘立柱建物の造営技術」『京都府埋蔵文化財論集2』 京都府埋蔵文化財調査研究センター
奈良文化財研究所 1998 『古代の稻倉と村落・郷里の支配』
奈良文化財研究所 2000 『郡衙正倉の成立と変遷』
奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡 I 遺構編』
奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』
奈良文化財研究所 2007 『古代豪族居宅の構造と機能』
西尾太加二 2007 「静岡県の遺跡から出土する建築材の樹種構成」『井通遺跡』 静岡県埋蔵文化財調査研究所
松井一明 2006 「官衙の地域色と集落」『古代の役所と寺院』 静岡県考古学会
丸杉俊一郎 2004 「古代遠江国における遺構研究の基礎的整理」『設立20周年記念論文集』 静岡県埋蔵文化財調査研究所
丸杉俊一郎 2006 「遺物からみた官衙遺跡」『古代の役所と寺院』 静岡県考古学会
中山敏史・石毛彩子 1998 「豪族居宅と倉」『古代の稻倉と村落・郷里の支配』 奈良国立文化財研究所
中山敏史 2002 「正倉の規模と穀穀収納量をめぐる若干の問題」『文化財論叢III』 奈良文化財研究所
中山敏史 2007a 『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究』
中山敏史 2007b 『地方豪族居宅の建物構造と空間的構成』『古代豪族居宅の構造と機能』 奈良文化財研究所
紙幅の都合により各遺跡の調査報告書については割愛した。ご寛容を乞う次第である。

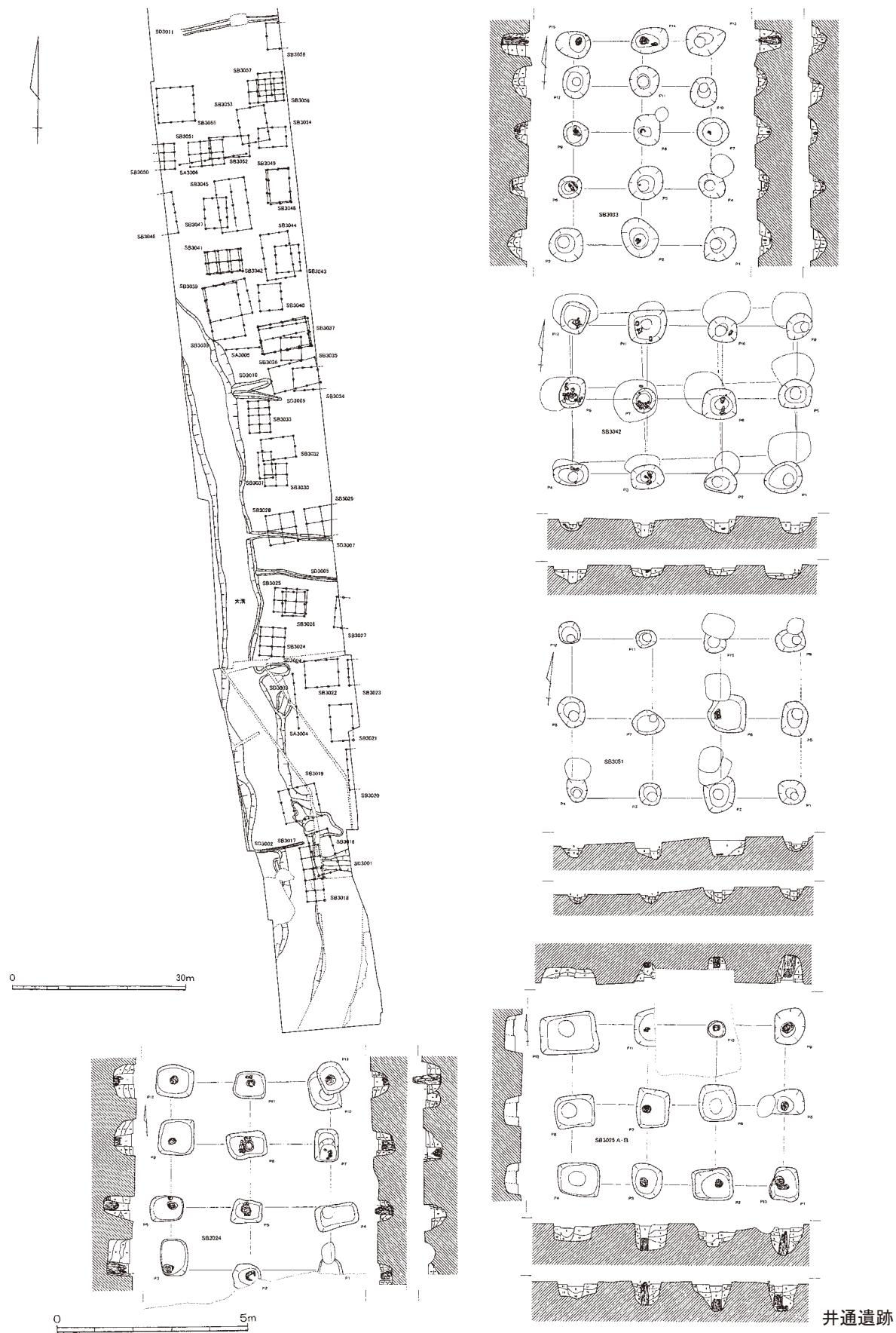


図1 総柱建物の諸例(1)

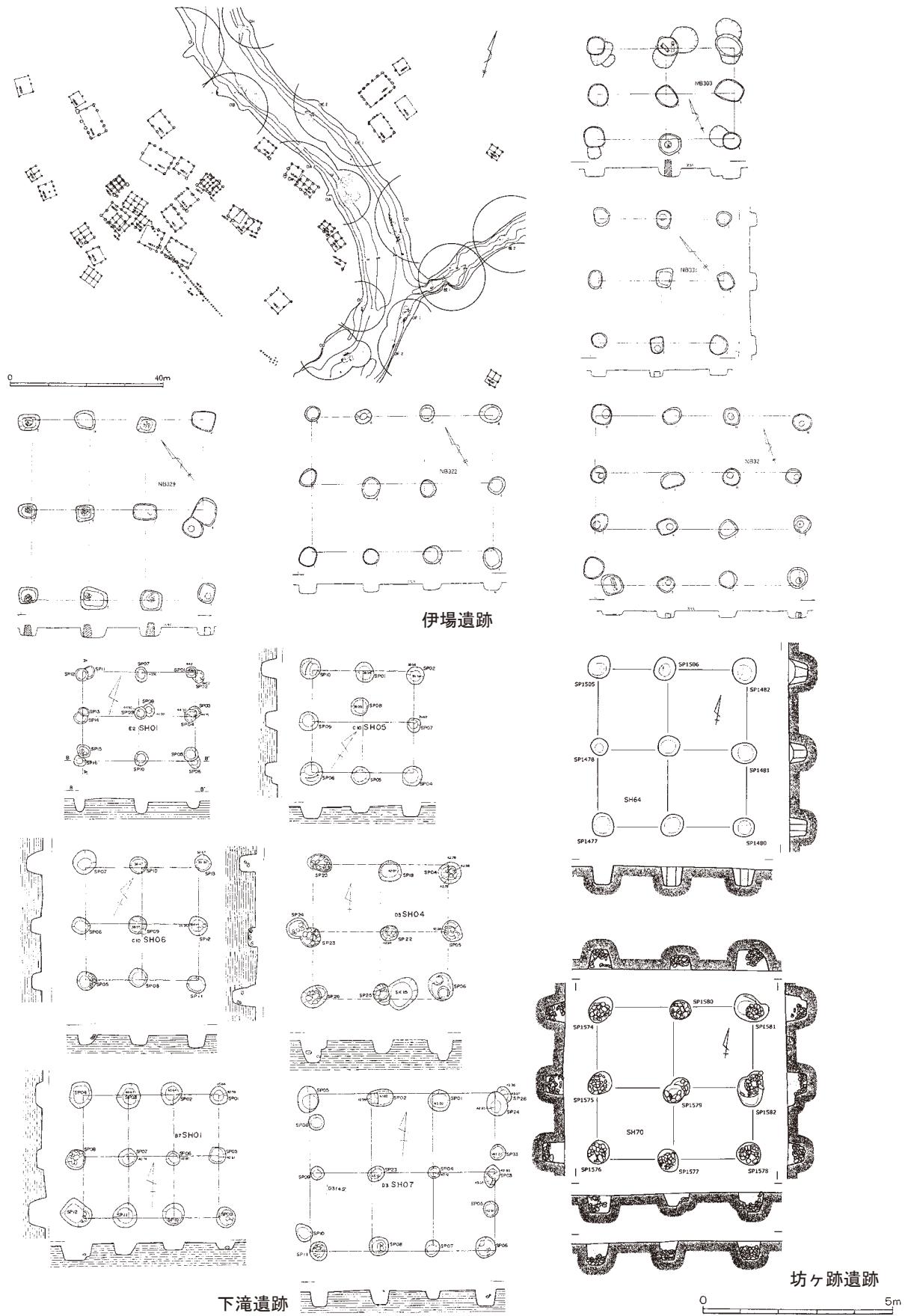


図2 総柱建物の諸例(2)

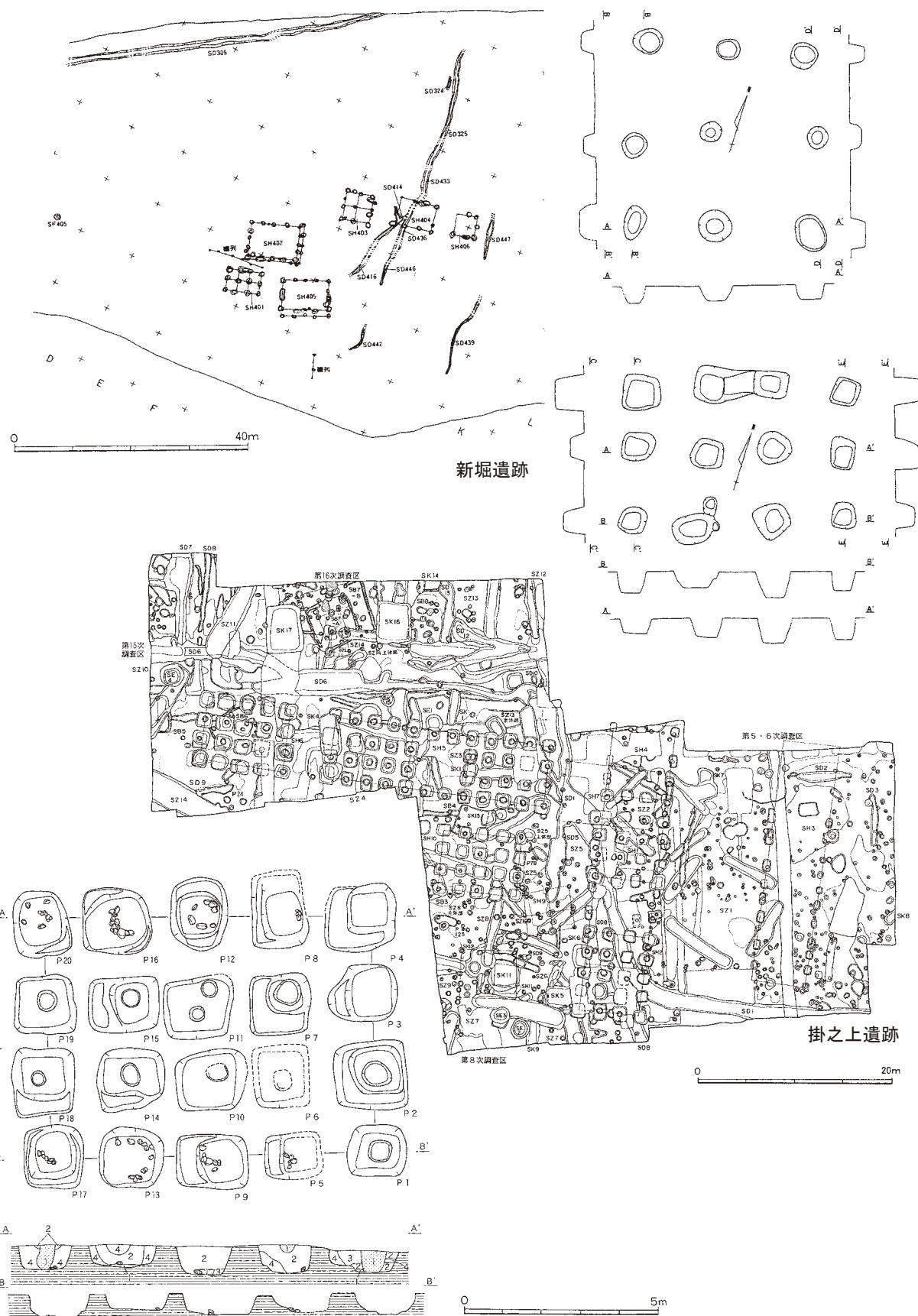


図3 総柱建物の諸例(3)

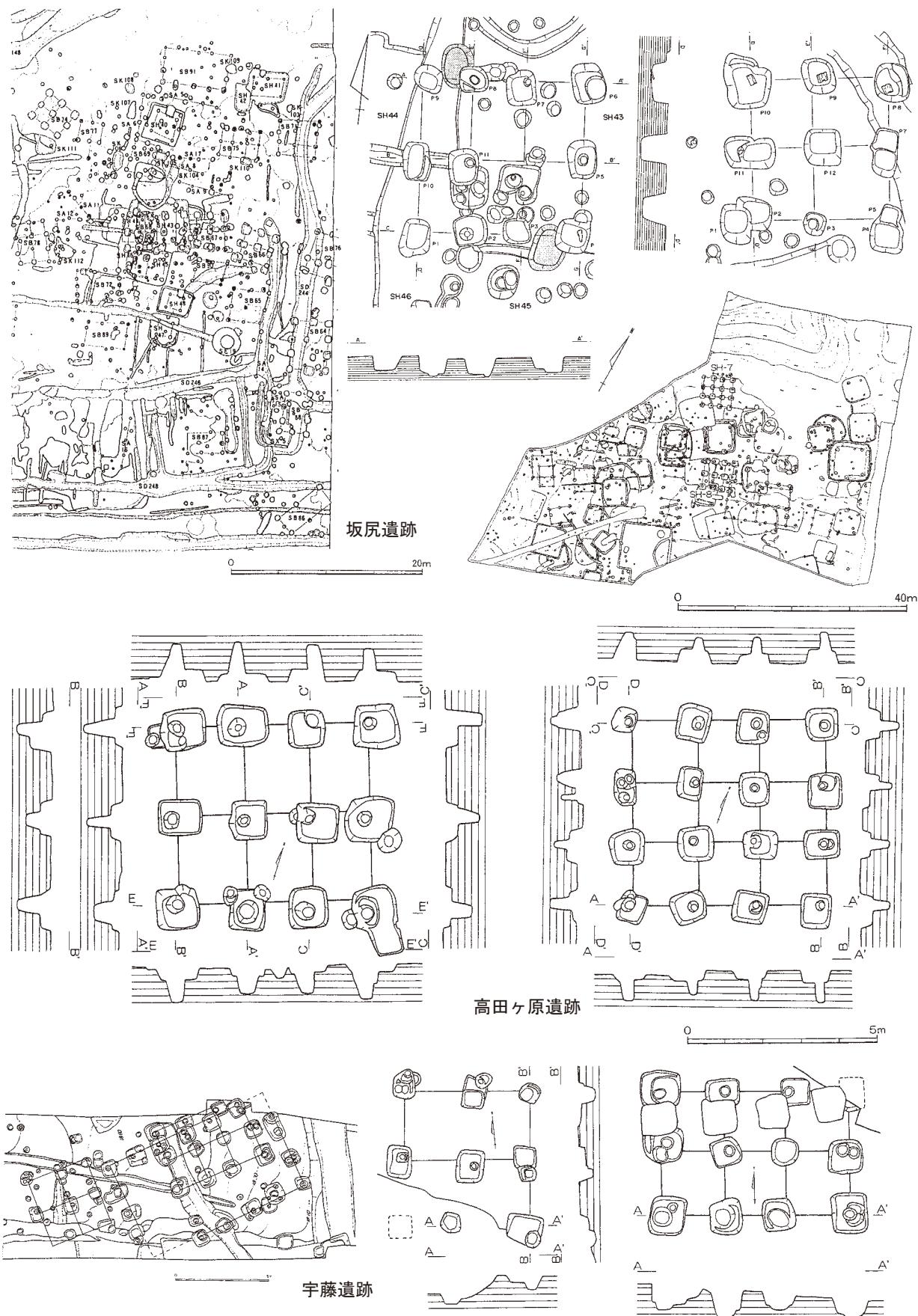


図4 総柱建物の諸例(4)

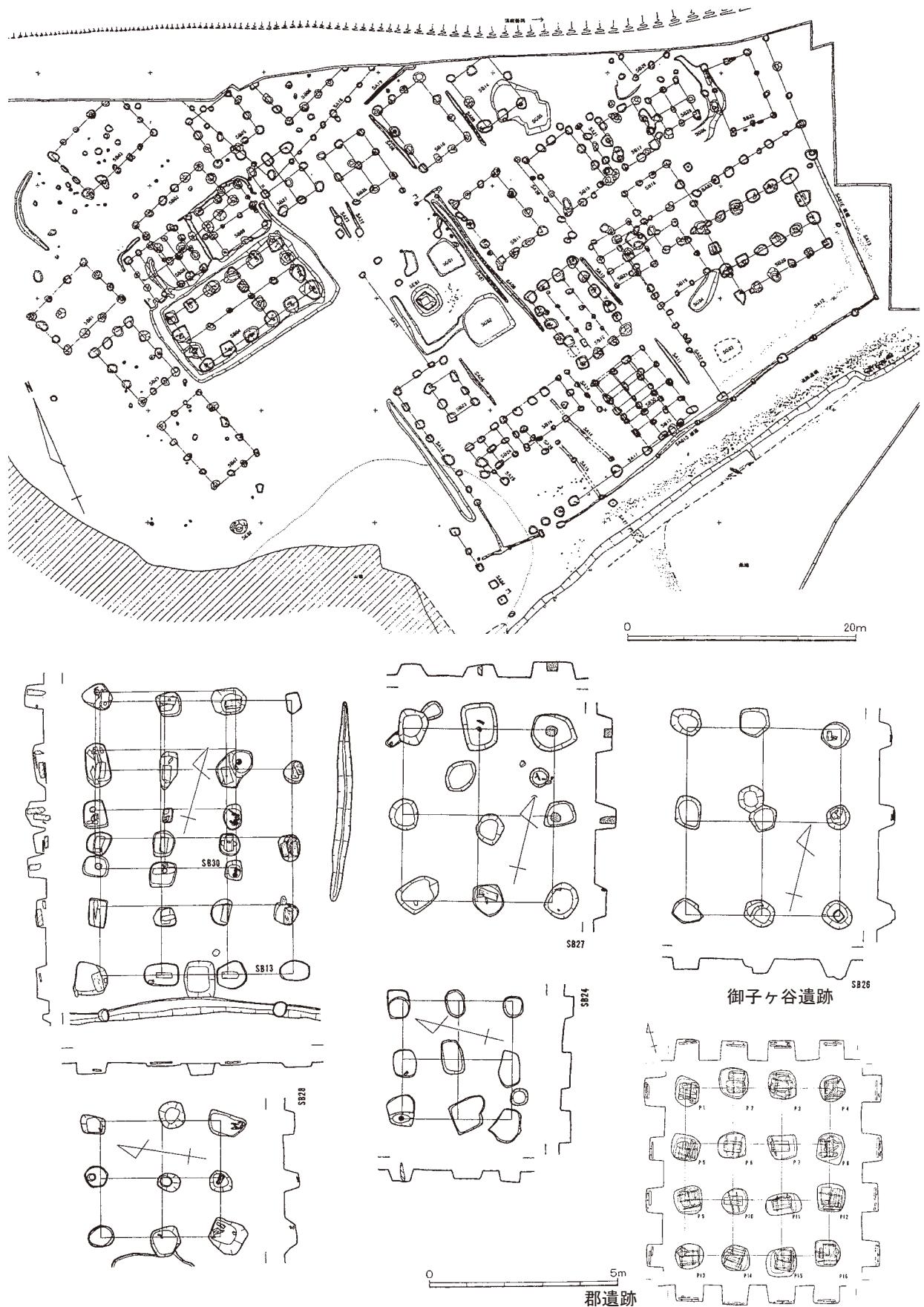


図5 総柱建物の諸例(5)

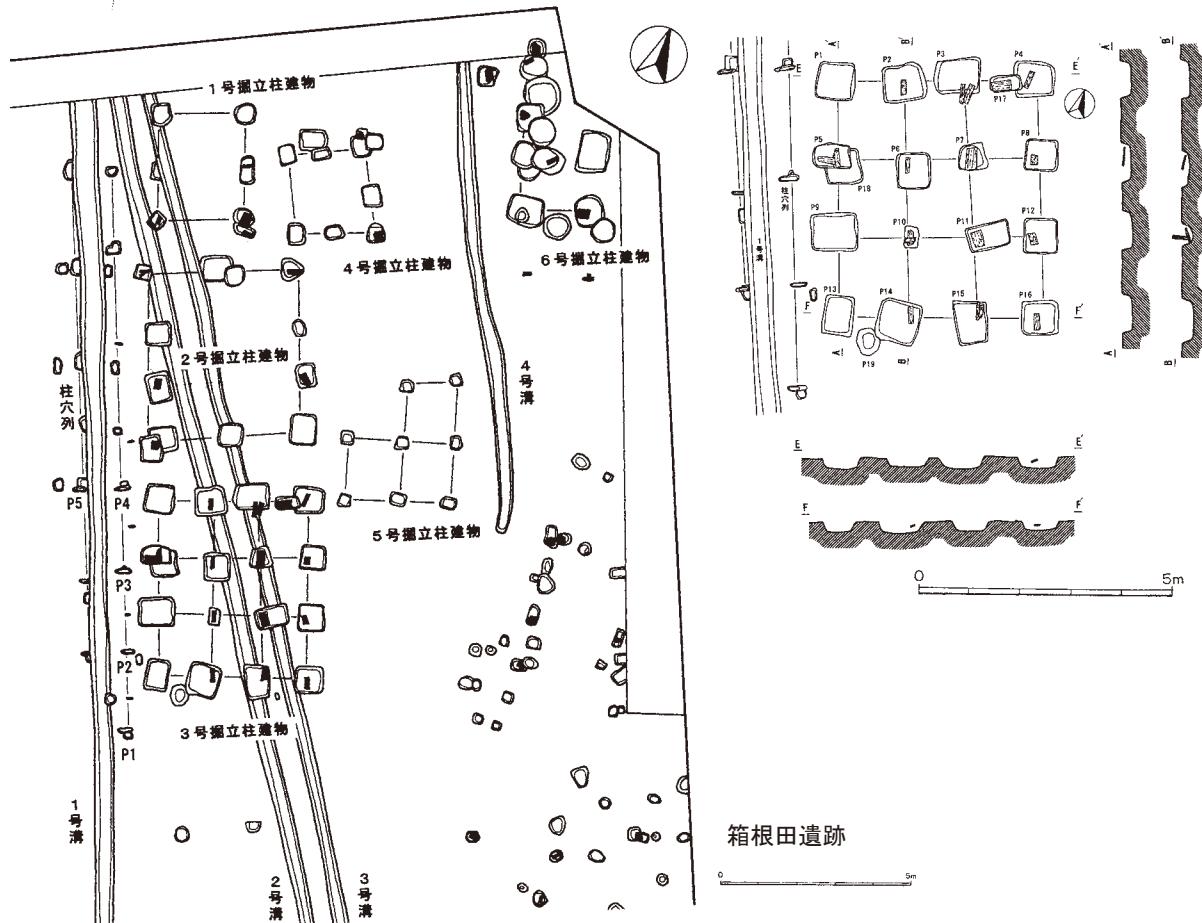


図6 総柱建物の諸例(6)

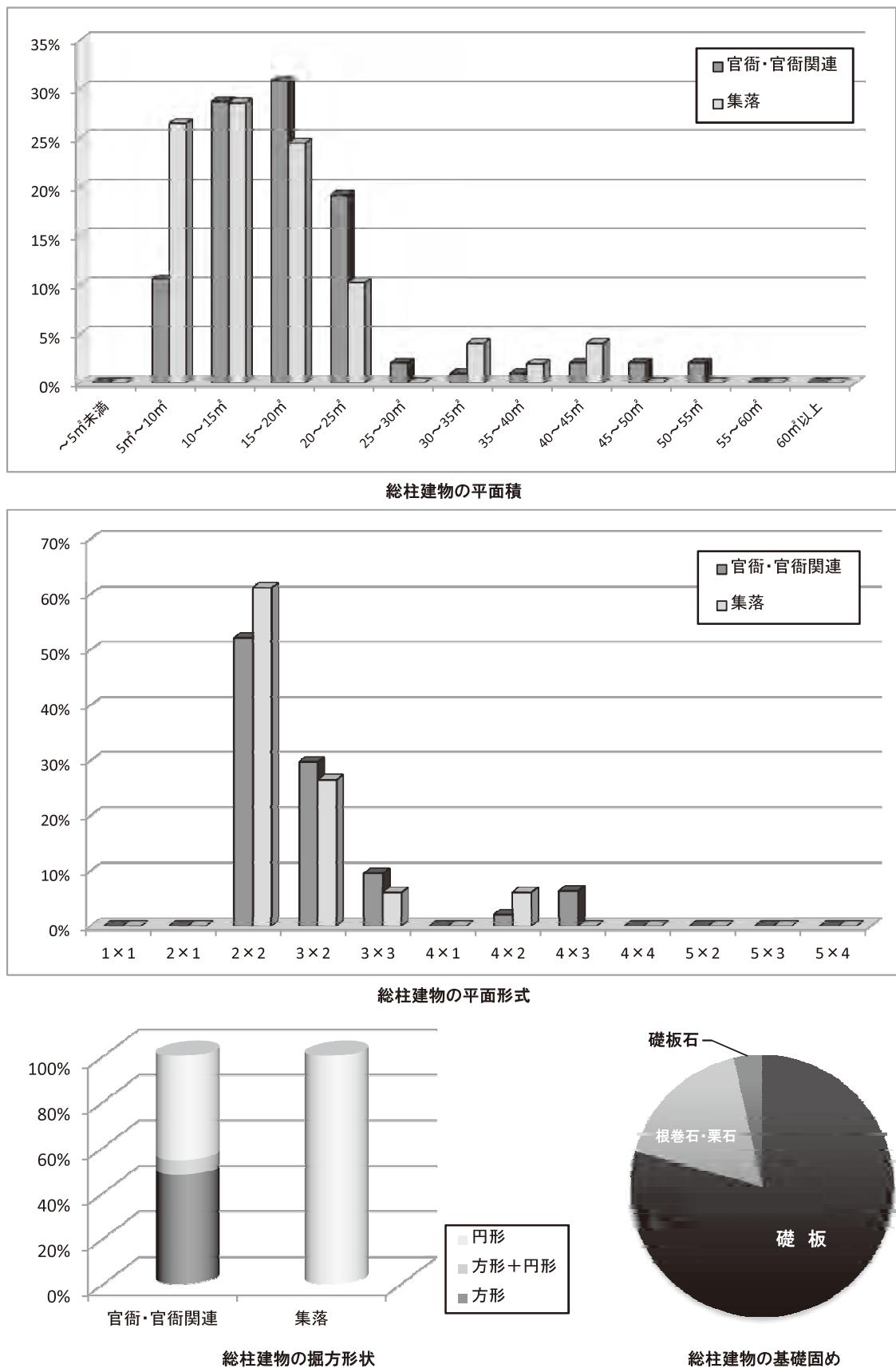


図7 建物の諸属性